平成２９年（フ）第１４０号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番25号(208―１号)
債務者　斉藤　　実
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４７号
福岡県中間市長津１丁目23番21号
債務者　渕野　　大
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５１号
北九州市小倉南区下城野１―11―３―Ａ602、住民票上の住所福岡県直方市大字上頓野3665番地１
債務者　瓜生　尚弘
１　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５８号
北九州市八幡西区沖田２丁目17番９―302号
債務者　寺下　香苗
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８号
長野市上野１丁目717番地　ロイヤルケントＢ―102
債務者　小林美詠子
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―36―401
債務者　諸　　陽子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
埼玉県川口市領家１丁目10番13号　タカノハイツ201号、旧住所埼玉県川口市朝日５丁目14番２号　田村ビル301号
債務者　渡辺　明夫
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
埼玉県吉川市吉川団地２番７号305
債務者　渡邉　郁明
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
埼玉県草加市北谷２丁目33番13号　朝井ハイツ101号
債務者　藤田　孝允
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
埼玉県越谷市大字大林272番地10
債務者　本田　治子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
埼玉県熊谷市中央３丁目200番地
債務者　高橋　和也
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４７号
埼玉県熊谷市中央３丁目200番地
債務者　高橋　有加（旧姓梅原）
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６８号
埼玉県本庄市銀座２丁目５番23号　レインボー本庄606
債務者　鈴木　喜之
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１１０号
大阪府泉佐野市鶴原280番地　見出住宅２―403
債務者　松葉　由華
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
大阪府和泉市唐国町２丁目４番10号ソルシェール和泉中央Ⅲ―103号室、住民票上の住所大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ37―405号
債務者　宮嶋あすか
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
大阪府阪南市鳥取中166番地の１―２―101号
債務者　小鯛九壽雄
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
大阪府泉南市樽井８丁目14番23―308号
債務者　長谷　　清
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係